

令和2年10月29日

総務局行政経営課
文書課
情報政策課

報道機関各位

行政手続きの押印見直しについて

市民・事業者の負担軽減を図るとともに、更なる利便性の向上を図るため、手続きの押印見直しに取り組むこととしましたので、お知らせいたします。

詳しくは、別添の資料をご参照ください。

なお、押印見直しの対象となる手続きにつきましては、一覧を市ホームページに掲載します。

【お問い合わせ】

(全般に関すること)

総務局行政経営課 (課長) 久芳^{くば}・(係長) 徳光

TEL : 582-2160

(電子決裁に関すること)

総務局文書課 (課長) 河田・(係長) 佐野

TEL : 582-2131

(手続きのオンライン化に関すること)

総務局情報政策課 (課長) 浜崎・(係長) 藤原

TEL : 582-2144

【1】市民・事業者が市に対して行う手続き

- 申請・届出等における市民・事業者の負担軽減を図るため、市が所管する行政手続きについて、次に記載するもの以外は、原則、**押印の義務付けを廃止**します。

【引き続き押印が必要な手続き】

- ・ 地方自治法により記名押印が義務付けられている契約書
- ・ 国、県等の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
（例）法令等に基づく申請書、届出書等

- 市民・事業者の更なる利便性向上を図るため、市が所管する行政手続きについて、原則、**オンライン化**を図ります。

【2】市内部で行う手続き

- 業務効率化を図るため、市内部で行う決裁等の手続きについて、原則、**押印を廃止**し、**電子決裁**とします。

手続きの押印見直し（スケジュール）

資料 2

手続き	合計	今回の見直し対象		R 2 年度		R 3 年度以降
		国・県の法令で押印が義務付けられている手続き	国・県の法令で押印が義務付けられていない手続き	【押印見直し】 10月末 計 2,536 種類廃止 速やかに見直しが可能なもの	3月末までに 計 513 種類廃止 条例改正や、国・関係機関との調整が必要なものなど	
市民・事業者が市に対して行う手続き	4,261	1,788	2,473	1,965 種類廃止 〔子ども医療受給資格申請書（約1.1万件/年） 市営住宅入居申込書（約8千件/年）〕	508 種類廃止 取組継続	押印の義務付け廃止 完了予定 手続きのオンライン化・電子決裁の実現
市内部で行う手続き	804	228	576	571 種類廃止 〔郵便物発送依頼票（約1.8万件/年）〕	5 種類廃止 取組継続	
合計	5,065	2,016	3,049	【オンライン化】 オンライン化実施済 113種類 + 新電子申請サービス稼働 (11/1)	実施済の113種類に加え 新たに 209 種類 オンライン化 取組の継続	